

## 入学、就職、転勤などに伴う国民年金の各手続きについて

3月は就職や転勤など新生活に向け準備をする方も多いと思われます。住民票の異動に伴う役場での住所変更手続きに加え、国民年金についても届け出や手続きが必要になる場合があります。

国民年金は加入期間に応じて将来受け取れる年金額が変わるため、年金額を減らさないためにも忘れずに手続きを行いましょ。

日本に住む20歳以上60歳未満の方が国民年金に加入し受給要件を満たすことで、基礎年金を受けることができます。国民年金の加入者には第1号被保険者から第3号被保険者の3つの種別があり、種別毎の詳細い内容については広報誌12月号に掲載されています。



### ○国民年金の届出が必要な場合

2021年12月号→

#### 就職したとき

職場で厚生年金の加入手続きを行うと、第2号被保険者となり自動的に第1号被保険者（自営業、学生など）の資格を喪失するため、役場や年金事務所での手続きは不要です。

また、被扶養配偶者（厚生年金などの職場に勤務する第2号被保険者の配偶者）の方については、配偶者の勤務先で第3号被保険者の手続きを行ってください。



#### 結婚により、配偶者の扶養になるとき

婚姻により、厚生年金などの資格を喪失し、配偶者の被扶養配偶者となる方は、配偶者の勤務先で第3号被保険者の手続きを行ってください。

ただし、失業給付などを受給することにより、被扶養配偶者認定から外れる場合がありますので、その場合は役場などで第1号被保険者の手続きが必要です。



#### 引越し・結婚で住所や氏名が変わったとき

基礎年金番号とマイナンバーが結びついている場合は、役場や年金事務所での手続きは不要です。

ただし、基礎年金番号とマイナンバーが結びついていない被保険者や、マイナンバーを有していない海外居住者、短期在留外国人が氏名や住所を変更した場合は届出が必要です。

転入などの後、第1号被保険者の方で口座振替などの手続きをしていないのに納付書が届かない場合は、マイナンバーが結びついていない可能性があります。

※基礎年金番号とマイナンバーとの結びつきの状況については「ねんきんネット」や、お近くの年金事務所でご確認いただけます。

#### 退職したとき

在職中は厚生年金などの加入者ですが、60歳前に退職された方は、国民年金第1号被保険者の届出が必要となります。

また、60歳未満の被扶養配偶者の方についても、第3号被保険者（厚生年金などの職場に勤務する第2号被保険者の配偶者）から第1号被保険者へ種別が変更となるため、手続きが必要です。



年金制度についての詳しい内容は、日本年金機構のホームページでご確認いただけます。



ねんきんネット



日本年金機構

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812